

平成 3 0 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

平成 30 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

1. 平成 30 年 3 月 28 日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟 2 階大会議室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 山本 景	2 番議員 黒瀬 雄大
3 番議員 久保田 哲	4 番議員 友井 健二
5 番議員 新 雅人	6 番議員 中上 さち子
7 番議員 大矢 克巳	8 番議員 吉田 裕彦
9 番議員 森本 勉	10 番議員 島 弘一
11 番議員 長畑 浩則	12 番議員 小原 達朗

1. 理事者側出席者次のとおり

管理者 東 修平  
副管理者 黒田 実  
副管理者 林 有理  
四條畷市都市整備部長 二神 和則  
交野市環境部長 奥西 隆

1. 事務局側出席者次のとおり

事務局長 亀澤 伸  
資源循環施設整備室長 竹村 修  
事務局次長兼会計課長 奥田 浩樹  
事務局副参事 梅垣 信一  
総務課長 太田 広治  
管理課長 後藤 弘宣  
施設課長 上村 悟司

1. 議事日程次のとおり

日程第 1	会議録署名議員指名
日程第 2	会期決定について
日程第 3 承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 3 号))
日程第 4 議案第 1 号	平成 29 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 4 号) について
日程第 5 議案第 2 号	平成 30 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について
日程第 6 同意第 1 号	公平委員会委員の選任について

- 日程第7 同意第2号 公平委員会委員の選任について  
日程第8 議員派遣の件について  
日程第9 一般質問

(時に 14 時 00 分)

1. 議 長(新 雅人君) みなさん、こんにちは。本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第 1 回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年度末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。ただ今から、平成 30 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回を開会いたします。

開会にあたりまして、管理者よりごあいさつをお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者(東 修平君) 皆さま、こんにちは。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第 1 回定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆さまにおかれましては、年度末の何かとお忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。さて、本日の第 1 回定例会に提案させていただきます案件は 5 件でございます。内容と致しましては、承認案件として専決処分の報告が 1 件、予算の案件として補正予算 1 件、当初予算 1 件の計 2 件、人事案件として公平委員会委員の選任同意が 2 件でございます。なお、このたびは議案書が議会直前に差し替えとなったことにつきまして、この場をお借りしまして深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。今後このようなことがないよう、事務局一同、事務の徹底に努めてまいりたいと思いますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

以上、何卒よろしくご審議の上、ご議決並びにご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

1. 議 長(新 雅人君) ありがとうございます。それでは、次に事務局より諸般の報告をいただきます。事務局長。

1. 事務局長(亀澤 伸君) それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます議員の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に、前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る 12 月 22 日には 11 月分の現金出納検査、1 月 24 日には 12 月分の現金出納検査、2 月 27 日には 1 月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。なお、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご報告申し上げます。以上で報告を終わらせていただきます。

1. 議 長(新 雅人君) 議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 議 長(新 雅人君) 日程第 1、会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により議長において指名申し上げます。1 番山本議員、2 番黒瀬議員を指名いたします。

1. 議 長(新 雅人君) 日程第 2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成 30 年 3 月 28 日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回における会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長(新 雅人君) ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

1. 議 長（新 雅人君） 日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四條畷市交野市清掃施設組合補正予算（第3号））を議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より承認第1号についての専決理由の説明をいたさせます。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） ただ今、議題となりました承認第1号専決処分の承認を求めることについての専決理由を申し上げます。

新ごみ処理施設の稼動に際し、平成30年2月1日から市民の持込ごみの受け入れに伴い、構成市のごみ処理証紙の販売を行うことから、販売手数料収入することになったため、新たな歳入の項を設定する必要が生じたことと、機構改革による職員の異動に伴い、人件費の補正を行う必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったので地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分とした次第でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より承認第1号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） ただいま議題となりました、承認第1号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げますので恐れ入りますが、補正予算書をご覧くださいと存じます。

まず1ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億6,809万3,000円としようとするものでございます。

次に歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書にてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入でございますが、(款) 使用料及び手数料 (項) 手数料 (目) 衛生費手数料でございますが、新たに設定させていただきます事から、6,000円をごみ処理証紙販売手数料として計上するものでございます。

次に8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございます。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費でございますが、補正前の額1億4,770万4,000円から113万8,000円を減額補正し、1億4,656万6,000円とするもので、平成30年2月1日の人事異動に伴う給料、共済費を減額するものでございます。

次に(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) ごみ処理費でございますが、補正前の4億8,058万6,000円に113万8,000円を増額補正し、4億8,172万4,000円とするもので、平成30年2月1日の人事異動に伴う給料、共済費を増額するものでございます。

次に(款) (項) (目) 予備費でございますが、補正前の額100万円に6,000円を増額補正し、100万6,000円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、承認第1号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お

願ひ申し上げます。

1. 議 長(新 雅人君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。
1. 1 番議員(山本 景君) はい
1. 議 長(新 雅人君) 1 番山本議員。
1. 1 番議員(山本 景君) 今回、専決をするまでっていうことなんですけど、そもそも、今回手数料、証紙の販売代金を考慮されているという事なんですけど、普通に考えたらここで持込ごみを持ち込んだら手数料を徴収されるので、いわゆる粗大ごみ処理券、ここで売ってて当たり前の話で、それを後から専決処分するというのは、これはただ単に歳入の方を始めから掲載するのを忘れていただけじゃないんですか。
1. 議 長(新 雅人君) 奥田次長。
1. 事務局次長(奥田浩樹君) ごみ処理証紙の販売の関係でございます。これにつきましては、構成両市さんの方で手数料等を定めておられ、ごみ処理券、300 円の券になるんですけども、元々両市さんの方で販売ですね、コンビニでありますとか、そういったところで、市民の皆さんに販売する。当然、うちの方で持って来られた時に内容によってはごみ処理の金額に不足が生じた場合、どうするんだというような内容がございます。これにつきましては元々、当初では両市さんの方で本組合の方に自動販売機、証紙の券の自動販売機を置くというようなことで進んでおりました。その中で時が経つにつれ、なかなか自動販売機を置くということも、利用される方の部分と自動販売機を作って置くというようなところの経費の問題等を勘案されまして、何とか組合の方で販売していただけないかというようなお話が、この年末にございました。で、急遽販売するという事でございますけれども、その手数料が入ってくるということになりますので、使用料及び手数料で、項の方で手数料というものが設定されておりませんでしたので、今回、項を設定するような補正予算ということでございますので、専決処分をさせていただいたという内容でございます。以上でございます。
1. 議 長(新 雅人君) 1 番山本議員。
1. 1 番議員(山本 景君) 確認ですが、要は構成市がここに自販機を、粗大ごみ処理券の自動販売機を置かなかったことが原因ということをお願いということでしょうか。
1. 議 長(新 雅人君) 奥田次長。
1. 事務局次長(奥田浩樹君) 原因って申しますか、元々そういうふうな形で動いておったんですけども、最終的には組合で販売というような形になったということでございます。以上になります。
1. 議 長(新 雅人君) 他にございませんね。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
1. 議 長(新 雅人君) これより討論に入ります。討論はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
1. 議 長(新 雅人君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて、四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第 3 号)は、これを承認することにご異議ございませんか。
1. 全 員 異議なし。
1. 議 長(新 雅人君) ご異議なしと認めます。よって承認第 1 号専決処分の承認を求めることに

ついて、四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第3号）はこれを承認することに決しました。

1. 議 長（新 雅人君） 日程第4、議案第1号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議 長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第1号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） ただいま議題となりました、議案第1号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げますので、恐れ入りますが補正予算書をご覧くださいと存じます。

まず1ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,496万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億312万9,000円にしようとするものでございます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。

継続費の変更につきましては、新公会計制度対応支援等業務の事業が確定したことにより、補正前の総額1,290万5,000円から873万5,000円を減額し、総額を417万円に、また平成29年度の年割額を1,007万5,000円から134万円にしようとするものでございます。

次に6ページをお開きいただきたいと存じます。

繰越明許費でございますが、ばいじん等ダイオキシン類測定業務につきましては、2月1日の本格稼働から年度末までにばいじん等及びダイオキシン類の測定を各炉1回の合計2回実施する必要がありましたが、各炉の運転計画上、2月に1回、3月に1回となり、また3月の測定が中旬以降となりました。またダイオキシン類測定の結果が出るまで、約1ヶ月必要であることから、年度末までに業務が完了できないので、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。

地方債の変更につきましては、衛生費で補正前の限度額53億8,230万円から、53億6,670万円に変更しようとするものでございます。その内容につきましては、歳入歳出補正予算でご説明させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書にてご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入でございますが、(款)分担金及び負担金(項)分担金(目)清掃施設組合分担金でございますが、補正前の額16億2,428万6,000円から、1億5,691万1,000円を減額補正し、14億6,737万5,000円としようとするものでございます。四條畷市では、7,353万5,000円の減額、交野市では8,337万6,000円の減額となっております。

次に(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)総務費使用料でございますが、補正前の額2万2,000円に、214万8,000円を増額補正し、217万円としようとするものでございます。これは新ごみ処理施設における職員等の駐車場に係る行政財産目的外使用料を新たに徴収することや、新ごみ処理施設における自動販売機設置に伴う行政財産目的外使用料が生じたことに伴い、増額するものでございます。

次に(款)諸収入(項)(目)雑入でございますが、補正前の額2,054万8,000円に1,695万9,000円を増額補正し、3,750万7,000円としようとするものでございます。これは、総務費諸収入として太陽光発電電力売払金で146万1,000円を、衛生費諸収入として有価物売払金で356万3,000円、ごみ発電余剰電力売払金で1,193万5,000円を増額しようとするものでございます。この増額の要因は、発電や有価物の売却が当初の見込みより多くなったこととでございます。

次に14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。

(款)国庫支出金(項)国庫補助金(目)建設事業費国庫補助金でございますが、補正前の額13億2,911万7,000円から1,156万円を減額補正し、13億1,755万7,000円にしようとするものでございます。これは循環型社会形成推進交付金の要望額に対して、満額ではなく約99.13%相当額の交付金となったことから減額しようとするものでございます。

次に(款)(項)組合債(目)衛生債でございますが、補正前の額53億8,230万円から1,560万円を減額補正し、53億6,670万円としようとするものでございます。これは新ごみ処理施設建設工事の経費において当初、起債対象外としていた内容に諸経費及び消費税を含んでいなかったことが判明し、起債対象外の金額が増加したことにより起債対象の金額が減額となったものでございます。

次に16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、(款)(項)議会費(目)組合議会費でございますが、補正前の額259万6,000円から72万円を減額補正し、187万6,000円としようとするものでございます。これは新ごみ処理施設の竣工する時期に鑑み、平成29年度管外行政視察の未実施により、その旅費を減額しようとするものでございます。

次に(款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費でございますが、補正前の額1億4,656万6,000円から1,394万9,000円を減額補正し、1億3,261万7,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、議会費と同様に平成29年度管外行政視察の未実施により旅費で35万2,000円を減額しようとするものでございます。次に需用費の印刷製本費では、例規集の追録のページが当初予定より減少したことに伴い、67万7,000円を減額し、次に委託料の場内除草作業業務で回数減に伴い20万5,000円を、また契約差額により新ごみ処理施設竣工式業務で29万9,000円を、新公会計制度対応支援等業務で873万5,000円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に使用料及び賃借料のOA機器借上料は、新ごみ処理施設への事務所機能の移転が当初の予定時期より遅くなったことや、契約差額により62万4,000円を減額しようとするものでございます。次に負担金、補助金及び交付金につきましては、派遣職員の当初見込みと実際の差に伴う減として、派遣職員負担金305万7,000円を減額しようとするものでございます。

次に18ページ、19ページをお開きいただきたいと存じます。

次に(款)衛生費(項)清掃費(目)ごみ処理費でございますが、補正前の額4億8,172万4,000円から1億732万8,000円を減額補正し、3億7,439万6,000円としようとするものでございます。その内容でございますが、給料で1名の退職者の分として、39万6,000円を減額しようとするものでございます。職員手当等で時間外勤務手当の従事時間数の減により331万9,000円減額と、1名の退職者の退職手当10万3,000円の増額により321万6,000円の減額をしようとするものでございます。次に需用費でございますが、消耗品費の公害対策薬品で1,643万2,000円、光熱水費で3,565万4,000円の合計5,208万6,000円を今後の見込みにより減額しようとするものでございます。消

耗品費の公害対策薬品では、単価差や使用料の見込みの差により減額、光熱水費では主に清濁ごみ焼却施設、旧施設での単価差や、使用料の見込みの差により電気代として 2,768 万 7,000 円を、水道代として 796 万 7,000 円で減額となったものでございます。

次に委託料では 4,788 万 8,000 円を減額しようとするもので、その内容につきましては説明欄の上から焼却灰及び処理灰の搬送業務委託料、埋立処分委託料と下から 4 項目の不燃残渣の搬送業務委託料、処分委託料の今後の見込みにより減額を、次のばいじん等ダイオキシン類測定業務委託料からリサイクル運転管理等業務委託料までは契約差額による減額を、濁水処理装置維持管理業務委託料と濁水処理装置汚泥等処理委託料については、その業務を実施する必要がなくなったことにより減額しようとするものでございます。次に工事請負費では契約差額により 374 万 2,000 円を減額しようとするものでございます。

次に 20 ページ、21 ページをお開きいただきたいと存じます。

(款) (項) 建設費 (目) 新炉建設事業費でございますが、補正前の額 76 億 7,644 万 6,000 円から 439 万円を減額補正し、76 億 7,205 万 6,000 円としようとするものでございます。委託料、備品購入費についてはそれぞれ契約差額で減額しようとするものでございます。

次に (款) (項) 公債費 (目) 利子でございますが、補正前の額 5,975 万 5,000 円から 3,857 万 7,000 円を減額補正し、2,117 万 8,000 円としようとするものでございます。その内容でございますが、長期償還金利子は借入利率の見込みより利率が下がったこと、また、一時借入金は交付金、地方債の入金時期により支払いができない場合に、一時借入金を借りる予定であったが、地方債の入金時期が確定したことや、交付金に対する借入日数が減ったことによりその利子を減額するものでございます。

以降 22 ページから 25 ページには給与明細書をお示ししております。

以上で議案第 1 号平成 29 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算 (第 4 号) についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議長 (新 雅人君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。只今から順次質疑を許可いたします。6 番中上議員。
1. 6 番議員 (中上さち子君) まず 2 点ほどお尋ねいたします。13 ページの雑入のところの、衛生費諸収入というところで、ごみの発電余剰電力売払金と申しますか、これが見込みよりということで、今回大きく約 1,200 万円の増収となっておりますが、その理由についてお尋ねすることと、もう 1 点は 19 ページの委託料のところの一番下の、濁水処理装置維持管理業務委託料、また、濁水処理装置汚泥等処理委託料ということで、29 年度は全額執行されておられません、その理由と、改めてこの濁水処理装置が設置された経緯についてお聞きをいたします。
1. 議長 (新 雅人君) 奥田次長。
1. 事務局次長 (奥田浩樹君) まず、歳入の方のごみ発電余剰電力の売払金の増収となった要因でございます。これにつきましては平成 29 年度当初予算におきましては、ごみ発電余剰電力量については請負業者が試算しました数値の 8 割の値を用いて算出をさせていただいていました。また、余剰電力の売払を安定的に発電できる期間として 30 年の 1 月から 3 月の 3 ヶ月を見込んでおりました。しかし実際には、平成 29 年の 11 月から余剰電力の売払を開始したことや、試算を上回る余剰電力とな

り、当初見込みをしておいたものよりも収入が増えたということでございます。

次に歳出の濁水処理装置の関係でございますけれども、まず濁水処理装置が設置されました経緯につきまして、ご答弁を申し上げます。

アセスの工事中や供用後の環境保全対策といたしまして、排水中の6物質(ベンゼン、砒素、鉛、ふっ素、ほう素およびダイオキシン類)につきまして、水質環境基準を管理目標として設定し、敷地内の排水最終柵から出る放流水がその値を超過しないように管理するために、濁水処理装置を設置することになっておりました。

しかし、工事が進むにつれて、覆土工事が完了し、表土が安定しており、排水基準を満足できる状況が確認されましたので、大阪府と協議をさせていただき、平成29年の12月に濁水処理装置につきましては撤去をさせていただいたことに伴いまして、供用後の2月、3月になるんですけれども、濁水処理装置を設置する必要がなくなったということから、平成29年度の予算としては執行をせずに、減額補正をさせていただいたということでございます。以上でございます。

1. 議長(新 雅人君) 6番中上議員。

1. 6番議員(中上さち子君) 1点だけ再質問ということで、答弁で「排水基準を満足できる状態が確認されたので、大阪府と協議を行って、昨年12月には濁水処理装置を撤去した」という事なんですけど、しかし昨年11月の、観測井戸(西側)ですね、これについての測定結果においては、ふっ素は、相変わらず基準値を上回っておりまして、不安が残る、水質汚染が続いていた状態ではないかと考えております。

ではお聞きいたしますが、大阪府とどのような協議が行われ、濁水処理装置を撤去する事になったのかと。あと、ふっ素について引き続きパックテストですかね、定期測定を行というふうな話も聞いたんですが、具体的な測定についてお聞かせください。お願いします。

1. 議長(新 雅人君) 奥田次長。

1. 事務局次長(奥田浩樹君) 濁水処理装置の撤去に係る大阪府との協議の内容等についてのご質問でございますけれども、まずは排水と観測井の宙水との違いからご説明をさせていただきたいと思っております。

排水につきましては、敷地の排水柵から天野川に放流される水を指しております。また、観測井の宙水につきましては、敷地内の土壤中にあるたまり水ということになっております。

天野川への排水は、ふっ素も含め6物質のすべての項目で水質管理を満足しております。

また、敷地の西側の観測井のふっ素の測定結果は、あくまで敷地内の土壤中の宙水の測定結果であって、敷地からの排水の測定とは異なることをご理解いただきたいと思います。

そこで、濁水処理装置の撤去に係る大阪府との協議の内容でございますけれども、組合のほうから、先ほども申しましたが、敷地の覆土等が完了し表土が安定した時期となっており、土砂の流出がなく、水質状況も安定しており、平成29年5月以降、濁水処理装置を稼働は実施しておらないというような状況でありまして、そのことから12月に装置を撤去したいと大阪府に申し入れをさせていただいたところ、了承をいただけたということでございます。

次に、観測井のふっ素の測定についてでございますけれども、平成27年10月以降、敷地内西側の観測井でふっ素が基準値を超過したことから、パックテストや天野川の事業地の直近の上流及び直近の下流の2か所においてふっ素の測定を1ヶ月に一度の割合で実施することで経過観察をして

まいりました。

その後、約2年が経過し、掘削工事がほぼ無くなった平成28年12月以降のふっ素の測定結果の方につきましては、基準値は超過しているものの0.75 mg/l～1.6 mg/lと振れ幅は小さくおおむね安定していること、それと、天野川の事業地直近上流及び直近下流の2か所においては、ふっ素の基準値超過は一度も見られずというようなことで、基準値以下で安定した状態が続いており、加えて周辺井戸のふっ素も基準値超過は一度も見られていないことから、天野川や周辺井戸に影響を及ぼしていないことが認められましたので、供用開始後は、経過観察というのは終了させていただくこととなりますが、なお、アセスの事後調査計画書に基づきます供用後の調査として、敷地内西側の観測井の調査につきましては引き続き行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） これにて中上議員の議案質疑を終結いたします。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） これをもって質疑を終結いたします。

1. 議長（新 雅人君） これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって議案第1号平成29年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

1. 議長（新 雅人君） 日程第5、議案第2号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（奥田浩樹君） （議案書にて朗読）

1. 議長（新 雅人君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第2号についての内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） ただいま議題となりました、議案第2号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算につきまして、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが予算書をご覧くださいと存じます。時間の関係もございまして、大きな増減部分や新たな事項のご説明となりますので、ご了承いただきたいと存じます。

それでは予算書の1ページ目をお開きいただきたいと存じます。

歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額を12億8,589万5,000円としようとするものでございます。

次に4ページをご覧くださいと存じます。地方債につきましては、大阪湾広域廃棄物埋立処分整備事業の財源といたしまして、90万円の地方債を発行しようとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入でございますが、(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 清掃施設組合分担金でございますが、前年度と比較しまして4億7,531万4,000円減の11億8,353万3,000円を計上させていただいております。その内訳でございますが、四條畷市は前年度と比較しまして2億688万4,000円減の5億3,518万2,000円、交野市は2億6,843万円減の6億4,835万1,000円となっております。

次に12ページ、13ページをお開きいただきたいと存じます。

(款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 総務費使用料でございますが、前年度と比較しまして、207万3,000円増の、209万5,000円を計上させていただいております。その内容でございますが、行政財産目的外使用料として、自動販売機の設置、電柱の設置に伴う使用料に加えまして、職員等からの駐車場使用料を徴収することとなりましたことから大きく増額となったものでございます。

次に(款) 諸収入 (項) (目) 雑入でございますが、前年度と比較しまして、7,874万6,000円増の9,929万4,000円を計上させていただいております。その内容でございますが、総務費諸収入で生命保険などの事務取扱事務費、行政財産使用に係る光熱水費等、太陽光発電電力売払金で285万7,000円を、衛生費諸収入でゴミ処理証紙売払金、有価物売払金、ゴミ発電余剰電力売払金で9,640万7,000円を計上させていただいております。太陽光発電電力売払金、有価物売払金、ゴミ発電余剰電力売払金が前年度は2ヶ月分、今年度は1年分となるため、大きく増額となったものでございます。

次に14ページ、15ページをお開きいただきたいと存じます。

(款) (項) 組合債 (目) 衛生債でございますが、前年度と比較しまして53億8,140万円減の90万円を計上させていただいております。この内容は大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債で90万円となっており、新ゴミ処理施設が完成したことに伴い、前年度計上しておりました新ゴミ施設建設工事等事業債がなくなったことにより、大幅な減額となったものでございます。

次に(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 建設事業費国庫補助金でございますが、こちらも新ゴミ施設が完成したことに伴い、廃款、廃項、廃目としようとするものでございます。

次に18ページ、19ページをお開きいただきたいと存じます。

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費でございますが、前年度と比較しまして1,724万6,000円減の1億3,036万5,000円を計上させていただいております。主な内容でございますが、前年度と比較して増減の多い費目についてのみご説明させていただきます。

まず人件費では人勸に伴う給与改定、職員の昇給、共済費の率の変更や、人事異動並びに新規採用職員1名などに伴い、前年度と比較して488万7,000円の減となり、給料で3,284万1,000円を、職員手当等で2,204万9,000円を、共済費で1,280万2,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に20ページ、21ページをお開きいただきたいと存じます。

委託料でございますが、前年度と比較しまして811万1,000円増の2,661万8,000円を計上させていただいております。新ゴミ処理施設の稼動に伴い、受電設備、消防設備、エアコン設備、エレベーター、自動ドアなどの設備の保守管理や、受水槽の点検・清掃、施設の定期清掃などを一括する庁舎管理業務委託によるものと、市民持込ごみの計量や搬入物の確認、守衛棟における来庁者の受付等業務、場内清掃、施設内の毎日清掃などの計量事務等業務委託が増額となった要因でございます。

次に、負担金及び補助金、交付金でございますが、前年度と比較しまして1,823万1,000円減の、2,298万6,000円を計上させていただいております。この減額の主な要因は、新ごみ処理施設稼動に伴い、整備室を廃止することから派遣職員4名から2名となる派遣職員の負担金によるものでございます。

次に24ページ、25ページをお開きいただきたいと思います。

(款)衛生費(項)清掃費(目)ごみ処理費でございますが、前年度と比較しまして2億2,975万7,000円増の7億1,437万9,000円を計上させていただいております。主な内容でございますが、人件費では人勸に伴う給与改定、職員の昇給、共済費の率の変更や人事異動、並びに退職1名と、新規採用職員2名などに伴い、前年度と比較しまして2,880万4,000円の増となり、給料で8,863万3,000円を、職員手当等で8,175万2,000円を、共済費で3,430万3,000円をそれぞれ計上させていただいております。

次に需用費でございますが、前年度と比較して4,521万2,000円減の9,486万2,000円を計上させていただいております。これは新ごみ処理施設の稼動に伴い消耗品費、公害対策薬品費で2,280万3,000円の増額となりますが、ごみ発電を行うことから電気代が減額、また、ボイラー設置により水道代が減額となるもので、光熱水費で6,354万1,000円の減額となります。

次に委託料でございますが、前年度と比較しまして2億5,878万5,000円増の4億1,142万3,000円を計上させていただいております。平成29年度では不燃残渣処分料委託料に含めていたびんについて、名称をその他びん再資源化業務、ガラスびん残渣再資源化業務に変更して計上するものであり、新ごみ処理施設の稼動に伴い、新たにスプレー缶処理業務、27ページに移りまして、乾電池、及び蛍光灯の運搬、及び処分、処理困難物処分、ごみ処理施設設備及び機器等点検設備業務、ボイラー及び冷却水系水処理管理業務、ノッチタンク設置に係る委託料を計上するもので、また、前年度は2ヶ月分の予算計上であるが、新ごみ処理施設整備事業に係る事後調査業務委託料、リサイクル運転管理等業務委託料は1年分の予算計上となったことなどにより、増額となっております。

次に28ページ、29ページをお開きいただきたいと思います。

新たに設けました(款)(項)施設費(目)施設事業費でございますが、地域還元施設の代替の地元協力金として2,917万2,000円を計上させていただいております。

次に(目)旧施設解体準備費でございますが、清滝ごみ焼却施設解体における調査等業務委託料として3,497万円を、また、清滝ごみ焼却施設閉鎖工事として3,348万円を計上させていただいております。

ここで参考資料をご覧いただきたいと思います。昨年3月、議会で報告しました現有施設の解体に関するスケジュール案でございますが、清滝ごみ焼却施設閉鎖工事は計画通りに、平成30年度に実施することとなっております。

次に清滝ごみ焼却施設解体における調査等業務は地歴調査、地下構造物に関する調査、施設現況調査、上屋解体工事計画、地下構造物解体工事計画、跡地利用計画などを平成30年度から平成31年度の2ヵ年計画としておりましたが、調査と解体工事計画を一括で実施するより、まず地歴調査、地下構造物に関する調査を踏まえ、跡地利用計画を確定することを優先し、その後に解体工事計画を立案することとしましたので、調査と解体工事計画を分離させていただくこととさせていただきました。

予算書にお戻りいただきたいと存じます。(款)(項)公債費(目)元金でございますが、平成26年度、28年度の借入をしました新ごみ処理施設建設工事等事業債、平成28年度に借入をしました大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る償還元金の償還が始まることに伴い、前年度と比較して2億8,656万5,000円増の2億8,943万円を計上させていただいております。

次に(目)利子でございますが、平成29年度に借入をしました新ごみ施設建設工事等事業債に係る利子や、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る償還利子の償還が始まりますが、前年度は一時借入金を計上しておりましたが、今年度は計上しないこととなったことから前年度と比較して638万7,000円減の5,050万3,000円を計上させていただいております。

次に30ページ、31ページをお開きいただきたいと存じます。

(款)(項)(目)予備費でございますが、新ごみ処理施設の稼働に伴い、旧施設の老朽化による突発的な工事が発生したときの対応を行うことがなくなったため、前年度と比較しまして1,900万円減の100万円を計上させていただいております。

次に、新ごみ処理施設の稼働に伴い、建設事業費につきましては、廃款、廃項、廃目とさせていただいております。

以降32ページから42ページには給与費明細書を、44ページから45ページには債務負担行為の調書を、46ページから47ページには地方債の調書をそれぞれお示しさせていただいております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご決賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長(新 雅人君) 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。ただ今から順次質疑を許可いたします。6番中上議員。
1. 6番議員(中上さち子君) それでは、主に新しい業務内容についてということで、9点ほどお尋ねいたします。

まず13ページの、29年度の補正にも上がっておりましたが、衛生費諸収入の、ごみ発電余剰電力売払金ということで、30年度に見込んでおられる総発電量と売却時の想定単価についてお聞きをいたします。

2点目は、21ページの委託料なんですけど、その中で何件かあるということで、上から3つ目の計量事務等業務委託料ということで、この予算を見ますと29年度と比べて4倍近くの増額となっております。今回新たな委託もあると思いますが、それらを含めた内容及び契約方法についてお聞きをいたします。

3点目はその下の、一番下の庁舎管理業務委託というところで、新たな業務内容、いろいろ説明、今お聞きしたわけですが、その内容と金額、契約方法についてお聞きをいたします。

4点目は、25ページの衛生費の委託料、その中で下から3つ、その他びん再資源化、ガラスびん残渣再資源化、スプレー缶処理委託料、また次ページの乾電池運搬、また処分委託料、蛍光灯運搬、また処分委託料、処置困難物の処分委託料ということで、これらの業務、一括業者の委託となるのかどうかということと、内容等契約方法についてお聞きをします。

5点目は、同じ27ページのところの真ん中あたりで、新ごみ処理施設整備事業に係る事後調査業

務委託料、この工事後の環境影響評価等の調査を実施するということですが、その内容についてお尋ねします。

6点目は、同じ委託料で、下から2番目のリサイクル施設運転管理等業務委託料ということで、この委託内容及び委託先、契約方法についてお聞きをします。

7点目は、その下のノッチタンクの設置委託料ということで、これ新しく上がってきている項目だと思うんですが、この委託内容、及び契約方法について、また、濁水処理装置からノッチタンクへ変更となった経緯についてお聞かせ下さい。

8点目は、同じ29ページの委託料のところの、清滝ごみ焼却施設解体における調査等業務委託料ということで、この調査の内容及び契約方法について、お尋ねします。

最後に、同じ29ページのその下の工事請負費ですね、清滝ごみ焼却施設閉鎖工事ということで、この工事内容と、及び契約方法についてお尋ねします。

よろしく申し上げます。

1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） 9点のご質問でございます。

まず1点目、ごみ発電の余剰電力の関係で、売払金の関係でございますけれども、平成30年度の売電量につきましては、平成29年12月の実績を基に、月量55万1,000kwhとして、年間661万2,000kwhを見込んでおります。

また売却の単価につきましては、固定買取制度に基づきます、バイオマス分が18.36円、また固定買取制度に基づかない非バイオマス分は、平成29年度実績の単価として5.48円を用いて算出し予算計上をさせていただいております。

次に委託料の、計量事務等業務委託料の内容等でございますけれども、平成29年度の計量事務等の業務におきましては、清滝の施設からこの新施設へ移行するにあたりまして、試運転期間を除いておりましたので、清滝の方で6ヶ月分、新施設で引き渡し後の2ヶ月分を計上しておりましたが、30年度は新施設で12ヶ月分を見込んでございます。

また、新施設の新たな業務といたしましては、正門等の鍵の解錠、来庁者の受付や案内、守衛棟を含む周辺の清掃を行う守衛業務、また市民持込の確認作業などの業務がございます。

また、これまでの場内清掃は敷地も広がったことも考慮させていただいております。加えまして、屋内清掃業務としまして、新施設では、熱回収棟、リサイクル施設棟ができたことによりまして、新たに廊下の清掃でありますとか、トイレの数量も増加したことなどから、業務全体を旧施設では2名で対応しておりましたけれども、新施設では5名で対応しようということで考えておりますことから、前年度と比較して増額となっております。

次に、契約方法でございますけれども、地域としての高齢者の生きがい対策及び雇用の促進を図ることを目的とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約を予定しており、契約先につきましては両市のシルバー人材センターを考えてございます。

次に、同じく委託料の、庁舎管理業務委託についてでございますけれども、庁舎管理業務の委託内容につきましては、受電設備、消防設備点検、防火対象設備物点検、空冷ヒートポンプエアコン保守点検、エレベーター等保守点検、自動ドア保守点検、建築設備定期点検、受水槽点検・清掃、施設内の床やカーペット、ガラスの定期清掃という内容になってございます。

次に、契約方法につきましては、一般競争入札を予定してございます。なお業務のそれぞれの金額の内訳につきましては入札前でございますことから、ご答弁を控えさせていただきたいと存じます。

次に、衛生費の関係の委託料でございます。その他びん再資源化業務、ガラスびん残渣再資源化業務、スプレー缶処理、乾電池運搬、乾電池処分、蛍光灯運搬、蛍光灯処分、処理困難物の処分につきましては、すべて別々の委託を考えてございます。

また、委託の内容でございますが、まず、その他のびんの再資源化業務につきましては、その他びんをびんの資源として再資源化するものでございます。

次に、ガラスびん残渣の再資源化業務につきましては、ガラスびんの残渣の中から白びん、あるいは茶びんを取り除いて、それらはびんとしての再資源化を図り、またラベルなど可燃ごみやキャップなどの不燃ごみについては組合に返却され、それ以外については処分するものでございます。

次に、乾電池運搬業務につきましては、組合から処分地までの運搬ということになります。

次に、乾電池の処分業務につきましては、乾電池から水銀を除去し、リサイクルできるものは再資源化を行うということを考えております。

次、蛍光灯の運搬業務につきましては、組合から処分地までの運搬、次に、蛍光灯処分につきましては、中間処理で破碎・選別・洗浄し、ガラスやアルミなどは再資源化を行います。

処理困難物処分につきましては、粗大ごみ、不燃ごみに混入された処理困難物を、それぞれ引き取り処分をしていただくものでございます。

スプレー缶処理につきましては、スプレー缶につきましては、完全に使い切る、または穴をあけたのちに資源ごみとして搬入されますが、スプレー缶に可燃ガス等が入っておれば爆発や火災の原因となるおそれがありますことから、すべてのスプレー缶を一旦取り除くこととしており、その取り除いたスプレー缶を安全な装置で破碎し、スプレー缶の中のガスを外部に出さずに処理をするというものでございまして、その処理後のスプレー缶については組合に返却され、有価物として売却をする予定となっております。

次に、契約方法につきましてはでございますが、その他びん再資源化業務、ガラスびん残渣再資源化業務、スプレー缶処理、乾電池処分及び蛍光灯処分の業務につきましては、再資源化を図るという目的からすると、特定業者に限定されるのかなと思っており、随意契約を予定しております。

また、乾電池の運搬、蛍光灯の運搬につきましても、それぞれの処分業務と連動した契約になるため、随意契約を行うという予定にしておりますけれども、今後、契約方法につきましては調査、研究をしてまいりたいと考えてございます。

また、処理困難物の処分につきましては、出てくる処理困難物を見定めた上で、それぞれの契約方法を決定してまいりたいと、このように考えてございます。

次に、新ごみ処理施設の整備事業に係ります事後調査の関係でございますが、新ごみ処理施設の供用後の事後調査といたしまして、事後調査計画書に基づき実施するもので、平成30年度に実施する事後調査の内容につきましては、まず、大気質につきましては、熱回収棟の煙道で、煙突排ガス量、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素の測定を年6回、2炉分を実施いたします。また、ダイオキシン類、水銀につきましては、年2回、2炉分の測定を実施いたします。

周辺環境といたしまして、ひかりが丘配水場で、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質を、季節ごとに1週間測定を行います。事業地周辺の一般環境を5地点で塩化水素、水銀、ダイオキシン類

を季節ごとに1週間測定を実施いたします。

また、風向風速につきましては、敷地内で季節ごとに1週間測定を実施いたします。

次に、水質につきましては、敷地内排水最終柵及び天野川下流で、SS、健康項目（ベンゼン・砒素・鉛・ふっ素・ほう素）、濁度、電気伝導率、ダイオキシン類を、年6回測定を実施いたします。

次に、地下水につきましては、観測井2地点と周辺井戸1地点で、健康項目（ベンゼン・砒素・鉛・ふっ素・ほう素）、ダイオキシン類を、年4回測定を実施いたします。

次に、騒音、振動、低周波音につきましては、敷地境界4地点と周辺住居2地点で、騒音レベル・振動レベル・低周波音の音圧レベルを、平日1回24時間連続測定を実施いたします。

次に、悪臭につきましては、熱回収施設の煙道及び敷地境界4地点で、臭気指数、特定悪臭22物質を、年1回夏季において測定を実施いたします。

次に、大気質、騒音・振動、人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、ごみ収集車等交通量を施設内で、年2日測定を実施いたします。以上でございます。

そしてリサイクル施設の運転管理等業務の関係でございますけれども、まずリサイクル施設の運転管理業務の委託内容につきましては、管理監督業務、事務、破砕機などの各種機器類の運転操作、それと資源系ラインでは缶・びんの受け入れ、選別作業、缶・びんの選別コンベヤ上での袋破徐及び危険物除去等の手選別作業、自動びん色選別装置下流側での純度向上の手選別作業、アルミ缶及びスチール缶の成形品の移動と積み上げ作業などがございます。

次に、粗大系ラインでは、粗大ごみ、不燃ごみの受け入れ・選別作業、不適物や危険物の除去作業、市民持ち込み粗大ごみの受け入れ作業、可燃物貯留バンカから熱回収施設への可燃物の搬送作業などがございます。

次に、乾電池や蛍光管を保管するストックヤード棟では、保管物の運搬、積上げ・積み込み作業等がございます。

次に、その契約方法につきましては、平成29年8月に一般競争を実施した結果、契約先につきましては川重環境エンジニアリング株式会社ということで契約をさせていただいております。

次に、ノッチタンクの設置の委託料でございます。ノッチタンクの委託内容につきましては、主に重機によりノッチタンクの設置、凝集沈殿剤の投入と管理などであり、契約方法につきましては、一般競争入札を予定しております。

濁水処理装置から変更になった経緯でございますけれども、当初は敷地内の最終排水柵から出る放流水が管理目標を超過しないようにするために濁水処理装置を設置することになっておりましたが、覆土工事が完了し、表土が安定しており、排水基準を満足できる状態が確認されましたので、濁水処理装置を撤去いたしました。

今後については、アセスの供用後の事後調査の中で排水を測定しますが、排水が管理目標を満足できない場合は直接放流を停止し、やむを得ず放流する場合に限って大阪府と協議の結果、濁水処理装置ではなく事前にノッチタンクを設置するということにさせていただいております。

次に、清滝ごみ焼却施設解体における調査業務でございます。清滝ごみ焼却施設解体における調査業務の内容につきましては、主に地歴調査及び土壌汚染状況調査計画の立案、地下構造物に関する調査・解析、跡地利用計画の検討を行うこととしております。

次に、契約方法につきましては、一般競争入札を予定しております。

最後でございます。清滝ごみ焼却施設の閉鎖工事につきましては、清滝ごみ焼却施設閉鎖工事の工事内容につきましては、主にごみピット内の残留廃棄物の除去・処分及び清掃、重油等の残留燃料、消石灰などの薬剤等の抜き取り廃棄処分、煙突頂部からの雨水流入防止対策を行うこととしております。契約方法につきましては、一般競争入札を予定してございます。以上でございます。

1. 事務局長（亀澤 伸君） すいません。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 先ほど、中上議員の答弁の中で1点目の、平成30年度の総発電量の電力量の単位なんですけども、kwhであるところをkwというふうに答弁いたしましたので、kwhの方に訂正の方、よろしく願いいたします。

1. 議長（新 雅人君） 6番中上議員。

1. 6番議員（中上さち子君） 本当に細かい丁寧なご答弁、ありがとうございました。

それでは4点ほど、お聞きします。

1つは21ページに書いてあります計量事務等の業務委託料についてですが、事業は両市のシルバー人材への委託を予定されているということですが、予算が1,300万円という多額の事業でもありますので、これらの業務の分担についてはどのようにお考えなのかということと、自治体によりまして実際仕事を受けて働いておられるシルバーの方の賃金、時給等が、最低賃金が守られていないという状況もあるわけですが、こういったこともあるという中で、では仮に随意契約とするならば、委託金額の設定根拠についてどうお考えなのかということと、2点目は、25ページの衛生費のびん等の再資源化の業務委託料についてなんですけども、その委託事業の中では蛍光管や乾電池など、水銀を含んだものは本当に危険を伴う作業がありますので、こういったところで働く方の安全管理、委託とはいえ、やはりその状態も把握すべきじゃないかなということと意見として申し上げておいて、あとこの再資源化を図るということで、言葉も出てきたわけですが、今後の再資源化の考え方についてお聞きしたいのと、3つ目は、リサイクルの施設運転管理業務委託料ということで、その委託が川重環境エンジニアリング株式会社ということですが、予定価格とまた落札価格はどれぐらいだったのかということと、あとこの業務は多岐にわたりますが、委託内容も多いという事で、川重からの業務の下請けということも行われているのでしょうか。

最後、清滝のごみの焼却解体における調査業務なんですけども、調査業務については地歴や土壌汚染状況、地下構造物の調査ということで行われるという事なんですけども、調査後には解体計画が策定されるスケジュールとなっているわけですが、解体の撤去工事、また解体等工事は建物とプラント設備、機器類の撤去に分かれると思うんですけども、その辺の工事発注では分離されるお考えなのかということと、また解体工事の際の汚染されたプラント機器の除染といいますか、そういう作業にされる、作業員の安全対策について、どのようにお考えなのかということ。

また、解体工事で発生しますダイオキシン類などの汚染物の飛散、周辺環境に影響が出ないための公害防止、これらの対策をどのようにお考えられているのかということ。

そして、長い間50年間、迷惑施設ともいわれる清掃施設、旧清掃施設を抱えた地域の皆さんが、不安なく今後過ごせる、そういう環境整備も必要かと思われまますので、安心安全面で考えておられることがあれば教えてください。

1. 議長（新 雅人君） 奥田次長。

1. 事務局次長（奥田浩樹君） 4点の質問でございます。

まず、計量事務等の業務の業務分担に係る質問でございますけれども、業務分担につきましては、業務は多岐にわたっておりますけれども、業務ごとの分担は行わない考えでございます。例えば、守衛業務1名が必要ということであれば、2名または4名など複数名で交代し、勤務するというようにしようというふうに考えてございます。

次に、委託金額につきましては、見積もりや、先ほど議員も申しておられましたように最低賃金というところも含めて、労務単価などを基に本組合で設計をさせていただいてございます。

次に、再資源化を図るということで、その他びんやガラスびん残渣、これをそのまま埋立処分することよりも、リサイクルを推進する観点から、少しでも資源化をすべきであるという考えで、再資源化を図っていくというものでございます。

次にリサイクル施設の運転管理等の業務の予定価格に関するご質問でございますけれども、予定価格につきましては、消費税抜きで5億5,439万9,000円、落札価格につきましては消費税抜きで4億9,400万円、落札率につきましては89.1%でございます。

次に、下請けの関係でございますけれども、管理監督業務や事務、破碎機、磁選機、アルミ選別機、自動びん色選別装置などの機器の運転管理については、川重エンジニアリング株式会社で行っておりますけれども、危険物除去等の手選別作業でありますとか、自動びん色選別装置下流側での純度向上手選別作業やアルミ缶・スチール缶などの移動、積み上げ作業など作業的な業務につきましては下請けに出しておるといった状況でございます。

最後に、清滝ごみ焼却施設解体における調査業務に係る質問でございますけれども、まず、発注形態に関する質問でございますが、解体撤去工事は一括発注と考えております。

次に、解体工事に係る作業員の安全対策や周辺環境への影響に対する対策に関するご質問でございますが、「労働安全衛生規則」や「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」などの定めを遵守し、解体工事によるばいじん等の飛散防止、排気や汚染水による環境汚染の防止などに努め、環境に対する安全の確保や、解体工事に従事する作業員のばく露防止などについても、十分に配慮して解体工事を実施しなければならないものであると考えてございます。

次に、解体にあたっての安心安全面での考え方についてのご質問でございますけれども、清滝ごみ焼却施設の周辺の地域住民の皆様に対しまして、解体計画の段階から説明会を開催し、皆様方の疑問や不安にお答えをする中で、安全・安心していただける解体工事に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） これにて中上議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございませんか。

1. 1番議員（山本 景君） はい

1. 議長（新 雅人君） 1番山本議員。

1. 1番議員（山本 景君） 29ページ、一点のみの質問ですが、新ごみ処理施設建設に係る地元協力金について先般、一般質問をいたしました経緯につきましては、今回予算計上はされておりますが、そもそもなぜこの金額が必要なのか、そこについてまず説明をしてもらえますか。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） まず地元協力金となった経過でございますが、昨年度組合議会の方で審議

会の条例を議決いただきまして、審議会を設置してですね、北生駒に対する地元還元策ということで、審議会の方で審議してまいりました。その答申をもちまして、金額ということで出たわけですが、その答申を基に両市が集まって協議をいたしまして、金額 2,917 万 2,000 円というところで相手方にも地元還元策として行っていくということになったという形でございます。

1. 議長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） この施設自体は大変すばらしい施設で、とても近隣に迷惑をかけると思えるような施設ではないと思うんですが、これは地元還元策をしなければならぬほど迷惑をかけるような施設なのですか。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） もともとこの場所に焼却施設を建てるというところですね、その昭和 52 年ですね、当時から近隣の住民からは相当な反対運動がありました。その中で、これを進めていく中でですね、相手の生駒地域であったり、四條畷市の下田原地域であったりというところとですね、何とかこの工事を進めていく中で、地元と協定を結ぶという中で、どういうことができるかというところで、進めてきたというところでございます。

1. 議長（新 雅人君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） これをもって質疑を終結いたします。

1. 議長（新 雅人君） これより討論に入ります。討論はございませんか。

1. 1 番議員（山本 景君） はい

1. 議長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 本予算に関しまして、まず 2 点の理由から反対をいたします。

1 点目は職員の給与のところ、聞きましたら人勧通りにやっております、多額の建設費がかかっているにも関わらず、人件費のカット等一切されていない点が 1 点と、あともう 1 個が、地元協力金でございます。確かに一定、審議会等答申があったとのことですが、それが 100% 公式に正しいかどうかというのは、それは裁判所の決定がなければこれはそこまで合法だと明確に断言はできないものと考えます。調定であったり補償であったり、もうちょっと法的に合法性のあるやり方もあったのではないのかというふうに考えます。そういったことにはこの 2,917 万円というのは非常に大きな金額が計上されていることを理由に反対をいたします。

1. 議長（新 雅人君） これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第 2 号平成 30 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

1. 議長（新 雅人君） 起立多数であります。よって議案第 2 号平成 30 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、可決されました。

1. 議長（新 雅人君） ここでお諮りいたします。日程第 6、同意第 1 号及び日程第 7、同意第 2 号につきましては、関連案件でございますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって日程第 6、同意第 1 号及び日程第 7、同意

第2号につきましては、一括議題といたします。

1. 議 長(新 雅人君) 日程第6、同意第1号及び日程第7、同意第2号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局(奥田浩樹君) (議案書にて朗読)

1. 議 長(新 雅人君) 朗読が終わりましたので、管理者より同意第1号及び同意第2号についての提案理由の説明を求めます。管理者。

1. 管 理 者(東 修平君) ただいま議題となりました、同意第1号公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。本組合公平委員会委員 春木 實氏は、平成30年7月12日付にて任期満了であります。適任と認め引き続き選任いたしたく本案を提案した次第でございます。

引き続き同意第2号公平委員会委員の選任についての提案理由でございますが、本組合公平委員会委員 中尾 光男氏は平成30年7月12日付をもって任期満了であります。適任と認め引き続き選任いたしたく本案を提案した次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長(新 雅人君) 提案理由の説明はお聞きの次第でございます。これより同意第1号及び同意第2号について、一括質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長(新 雅人君) 質疑なしと認めます。これより同意第1号についての討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長(新 雅人君) 討論なしと認めます。お諮りいたします。同意第1号公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長(新 雅人君) ご異議なしと認めます。よって同意第1号公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。

1. 議 長(新 雅人君) 次に同意第2号についての討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長(新 雅人君) 討論なしと認めます。お諮りいたします。同意第2号公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 議 長(新 雅人君) ご異議なしと認めます。よって同意第2号公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。

1. 議 長(新 雅人君) 日程第8、議員派遣の件についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事 務 局(奥田浩樹君) (議案書にて朗読)

1. 議 長(新 雅人君) 朗読が終わりましたので、議員派遣の件についての報告をいたさせます。事務局次長。

1. 事務局次長(奥田浩樹君) ただいま議題となりました議員派遣の件につきまして、その内容のご報

告を申し上げます。

まず派遣の目的でございますけれども、他施設のごみ処理施設の解体事業の状況及び跡地利用計画等の状況の視察という予定にしております。

次に派遣場所でございますが、現時点では未定となっております。次に派遣期間でございますけれども、平成30年7月から8月の間を予定しております。次に派遣議員でございますが、組合議会の全議員さんの予定となっております。

以上で派遣議員の件につきましてのご報告とさせていただきます。以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 報告はお聞きの次第でございます。お諮りいたします。議員派遣の件については、報告のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（新 雅人君） ご異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、報告のとおり決定されました。

1. 議長（新 雅人君） 日程第9、一般質問を行います。質問者の順番は、通告のあった順に基づき行ってまいります。なお、本組合申し合わせ事項により質問者の質問時間は15分以内となっております。只今から順次質問を許可いたします。1番山本議員。

1. 1番議員（山本 景君） まず私から通告に従いまして、順序通り一問一答でよろしく申し上げます。

まず初めに、新炉の建設費用で、稼動も終わっておりますので最終的な金額につきましても、ほぼほぼ確定はしたものと考えますが、最終的にその費用、具体的に申しますと、新炉の建設用地費、あとインフラ整備費、あと新炉建設費、併せてトータルの費用はいくらなのか、まずご回答を求めます。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） まず、新ごみ処理施設の用地購入費は、約22億9,900万円でございます。次に、インフラ整備（水道、電気）は、約2億8,600万円でございます。次に、新炉建設費は、約117億9,600万円でございます。合計で約143億8,100万円となります。

1. 議長（新 雅人君） 1番山本議員。

1. 1番議員（山本 景君） 2番飛ばしまして、143億円にもものぼる費用が掛かった。一方で、国庫支出金とか組合には直接入りませんが構成両市、交野市と四條畷市には地方交付税交付金についても一定、補填はされるものと思っておりますが、実際のところ、国庫支出金、地方交付税交付金は、補填される額はいくらで、実質的に交野市と四條畷市は、総額いくら負担するのかお伺いをいたします。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 国庫支出金につきましては、約35億3,500万円でございます。

次に、地方交付税につきましては、直接、組合へ交付されるものではなく、交野市及び四條畷市に対して交付されるものでございますことから、構成両市の財政課に算出方法を確認し、組合において地方債の発行額により試算いたしました結果、新ごみ処理施設整備事業に係る地方交付税は、約31億2,300万円となりました。

国庫支出金と地方交付税を合わせますと、国からの財源として約66億5,800万円となり、実質的な一般財源、構成両市の負担額は約77億2,300万円となります。この一般財源を平成29年度の分

担金比率で算出しますと交野市が約 43 億 6,600 万円、四條畷市が約 33 億 5,700 万円となります。

なお、地方交付税は地方債の償還年度毎に構成両市へ交付されること、また、一般財源、いわゆる分担金につきましてもその償還年度に構成両市から収入することとなりますので、実際には若干の乖離が生じますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議 長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 今の答弁だと実際 140 億ぐらいお金がかかったとしても、組合の方には約 35 億、これ国庫支出金が出ると。且つ、じゃあその分両市が負担するかって言ったらそうではなくて、地方交付税交付金で 31 億ほど出ると。残念ながら、交野市の財政基本方針だったら、この地方交付税交付金あまり出ないという前提で算出はされてるんですが、今の答弁で両市併せて 31 億、地方交付税交付金が出るというのはよく分かりました。

ただ、残念ながらそれであっても交野市最終的に 43 億、四條畷市は 33 億負担すると、この負担はやはりそれでも大きい金額であるというふうに私は考えます。現状におきましては組合債、組合で発行している債権についても 100 億近くあって、なおかつその負担につきましては 3 年据置になっておりますので、今の施設が完成したから直ちに負担をするわけじゃなくて、3 年遅れて負担をする形になりますので、そこにつきましては今後両市で、その財政負担については十分注意が必要であるというふうに私は考えている次第でございますが、そのような中、この負担のところ申しますと、やはり職員の人件費については先程来から私は申ししているとおり、一定考慮は必要なのかなというふうに考えてはいるのですが、まず四條畷市交野市清掃施設組合の期末勤勉手当の制度について伺いたいと思っておりますが、現状、我が国だと大阪府におきましては期末勤勉手当の算出にあたりまして、うち勤勉手当について、扶養手当の部分は含まずに計算をしておりますが、本清掃施設組合につきましては期末勤勉手当の計算に扶養手当を含んで計算をしているのかとか、その点を教えてもらえますか。

1. 議 長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 本組合の給与条例は、四條畷市の一般職の職員の給与に関する条例を準用しており、期末勤勉手当につきましては、期末手当には扶養手当を含んでおりますが、勤勉手当には扶養手当は含んでおりません。

1. 議 長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 勤勉手当っていうのは、職員の頑張りや努力に対して支払われるものであって、これは扶養手当を考慮してしまうとやはり制度から考えるとおかしいと、国はそのように主張しておりますが、それに準拠をしているっていうことは正しい判断であるとは私には考えませんが、ただ一方で、四條畷市の一般職の職員の給与に関する条例を準用するというのはどうなのかなと、ここはもう今は交野市ですので、その点について一定考える必要があるのかなというふうに考えますが、給与条例についてはこれはもう、四條畷市の準用をやめて独自に持ったほうが、私はいいと思うんですが、どのように考えてらっしゃいますか。

1. 議 長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 給与条例のことなんですけども、組合も独立した地方公共団体でありますことから、現在、本組合で給与条例を設けるように考えており、構成両市と協議を進めているところでございます。

今後、協議が整いましたら、組合議会へ上程してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申しいたします。

1. 議長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 要は今の答弁からすると、協議が整いましたらっていう前提がついてはいますけど、給与条例に関しましては独立させてという事で、組合議会は上程するというのはよくわかりましたけれども、そのように一定独立性を持たせるというのは、そこは大変すばらしいことだなというふうに評価をいたします。

ただ一方で、管理者の問題も同時にあると思っています。先般、交野市議会では、管理者の変更を求める要望書につきましては議会に通っている状況でございますけれども、そもそもなぜこれまで管理者は四條畷市長が担っていたのか、どのような考えで担っていたのかその部分について説明を求めます。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 管理者の選任につきましては、本組合の規約第 7 条第 2 項「管理者は、組合議会において関係市の長から選任する」の規定に基づき、これまで構成両市の市長間で協議を行い、組合議会に上程し、選任されております。

なお、平成 29 年度におきまして、構成両市の 9 月議会において、規約変更の議決いただき、その後規約変更の許可申請を大阪府に行い、平成 29 年 12 月 26 日に許可され、平成 30 年 2 月 1 日から施行となり、現在の規約第 7 条第 2 項は、「管理者は、関係市の長から互選により選出する」となっております。

1. 議長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 過去は関係市の長から選任するということであったのが、現在におきましては互選により選出に変わってるっていうのは大変良くわかるのですけれども、規約で現状においては互選であるものの、四條畷市の市長が管理者であるっていうことは今も変わっていない。一方で、場所、所在地につきましては交野市に変わっている。この規約に載っている互選、いつ、どこで、誰が、規約の改正後、互選して四條畷市が管理者となったのか、その点を教えてもらえますか。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 変更前の本組合規約第 7 条第 2 項「管理者は、組合議会において関係市の長から選任する」の規定に基づき、黒田市長と協議をし、平成 29 年 3 月 30 日の組合議会第 1 回定例会で選任され、現在も任期中でございますことから、今後、任期満了となりましたら、変更後の規約に基づき、管理者が選任されることとなります。

1. 議長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 平成 29 年 3 月 30 日の組合議会第 1 回というところもあり、まだ互選はしていないというのは分かるのですけれども、ただこの任期満了となりましたらというのは、任期満了とは具体的にいつなんですか。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 任期満了というのは、市長の任期でございます。

1. 議長（新 雅人君） 1 番山本議員。

1. 1 番議員（山本 景君） 市長の任期となりますと、平成 33 年になるわけなんですけど、ここは管理

者に聞きたいんですけども、所在地はもう交野市に変わっていると。今の発言をそのままストレートに受けると、平成33年まではずっと管理者をやるとも取られかねないのですが、そこは管理者はどのように考えてらっしゃいますか。

1. 議長（新 雅人君） 管理者。

1. 管理者（東 修平君） ただいまご質問の件にお答え申し上げます。先ほど事務局長からもございましたとおり、本組合の規約に基づいて管理者を協議の上、選ばれていくということになってございます。以上です。

1. 議長（新 雅人君） 1番山本議員。

1. 1番議員（山本 景君） 今のが分からないのですが、確かに規約では互選っていう形になって任期満了ということなんですが、任期満了前に、副管理者黒田市長も含めて話をして、今後どうするか話したほうが、私はいいと思うんですが、管理者はどのように考えてらっしゃいますか。

1. 議長（新 雅人君） 東管理者。

1. 管理者（東 修平君） 山本議員のお示しのとおり、協議をしながらということではございますけれども、当然管理者、副管理者でございますので、都度都度、様々なことに関して協議を行ってる最中でございます。そうしたことが議題に上がればそれも協議しながら規約に基づいて管理者を選んでいくという事でございます。以上です。

1. 議長（新 雅人君） それでは続いて4番友井議員。

1. 4番議員（友井健二君） それでは、質問事項を順番に質問させていただきたいと思います。新ごみ処理施設がこの3月4日に竣工されまして、無事執り行われ、本当に嬉しく思うとともに、安心してるところであります。

ごみ処理施設は四條畷市と交野市の各家庭、事業所から出される一般廃棄物を適正に処理する施設であり、両市の市民が衛生的で良好な生活環境を保持していくためには必要不可欠な施設であります。

管理者、副管理者を始め、歴代の管理者、副管理者も含めてですけれども、また、これまで携われた職員の方々、更には四條畷市、交野市、生駒市の市民の皆様方にご支援、ご協力を賜りまして、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

さて、新しいこのごみ処理施設ですけども、四條畷市清滝地区から交野市の私市地区に所在が変わることになりました。これまで管理者は四條畷市長が務めてこられ、東市長におかれましても市長就任後、ご苦労をおかけしているところでありますが、所在が交野市域に変わることによって交野市の議会議員として、管理者の在り方について懸念するところがあります。

まず初めに大阪府下でごみ処理に係る一部事務組合は複数あると思いますが、その管理者の選任についてどのような状況なのか、構成市の規模、施設所在地との関係についてお聞かせください。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 管理者の選任状況でございます。まず現在、大阪府内に施設の所在地がある一部事務組合のごみ処理施設は、本組合を含んで11団体ございます。

本組合以外の一部事務組合の管理者の選任状況でございますが、まず、大阪市八尾市松原市環境施設組合につきましては、管理者の選任方法は互選、現在の管理者は大阪市長、構成市の人口規模が大きいのは大阪市、施設の所在地は大阪市6施設、1施設は休止中でございます。八尾市1施設となり

ます。

次に、豊中市伊丹市クリーンランドにつきましては、管理者の選任方法は議会で選挙、現在の管理者は豊中市長、構成市の人口規模が大きいのは豊中市、施設の所在地は一部兵庫県伊丹市を含みますが、施設の大半は豊中市となっております。

次に、東大阪都市清掃施設組合におきましては、管理者の選任方法は互選、現在の管理者は東大阪市長、構成市の人口規模が大きいのは東大阪市、施設の所在地は東大阪市となっております。

次に、北河内4市リサイクル施設組合につきましては、管理者の選任方法は互選、現在の管理者は寝屋川市長、構成市の人口規模が大きいのは枚方市、施設の所在地は寝屋川市となっております。

次に、泉北環境事業組合につきましては、管理者の選任方法は互選、現在の管理者は高石市長、構成市の人口規模が大きいのは和泉市、施設の所在地は和泉市となっております。

次に、岸和田市貝塚市清掃施設組合につきましては、管理者の選任方法は議会で選挙、現在の管理者は岸和田市長、構成市の人口規模の大きいのは岸和田市、施設の所在地は岸和田市となっております。

次に、泉佐野市田尻町清掃施設組合につきましては、管理者の選任方法は泉佐野市長と規約に定めています。よって管理者は泉佐野市長、構成市の人口規模が大きいのは泉佐野市、施設の所在地は田尻町となっております。

次に、柏羽藤環境事業組合につきましては、管理者の選任方法は互選、現在の管理者は羽曳野市長、人口規模が大きいのは羽曳野市、施設の所在地は柏原市となっております。

次に、南河内環境事業組合につきましては、管理者の選任方法は互選、現在の管理者は富田林市長、人口規模が大きいのは富田林市、施設の所在地は富田林市1施設、河内長野市1施設となっております。

次に、泉南清掃事務組合につきましては、管理者の選任方法は互選、現在の管理者は泉南市長、人口規模が大きいのは泉南市、施設の所在地は阪南市となっております。

以上でございます。

1. 議 長（新 雅人君） 4 番友井議員。

1. 4 番議員（友井健二君） それでは大阪府下の一部事務組合のごみ処理施設の管理者の交代についてお聞かせください。

大阪府下のごみ処理施設に係る一部事務組合における管理者の交代はあるのかどうか。あるのであれば、そのきっかけは何か教えてください。

1. 議 長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 先ほどご答弁申し上げました大阪府内に施設の所在地がある一部事務組合に確認したところ、過去に管理者が交代された一部事務組合は、3 団体あります。

まず、岸和田市貝塚市清掃施設組合は慣例により、岸和田市長、貝塚市長が2年毎に交代されているとお聞きしております。

次に、泉北環境整備施設組合は平成24年までは管理者は泉大津市長で、平成25年に管理者が高石市長に交代されております。交代された理由は不明ですが、三市長の互選により高石市長が管理者になられたと聞いております。

次に、柏羽藤環境事業組合は、昭和39年から昭和48年までは柏原市長が管理者で、昭和48年か

ら平成元年までは三市長が2年交代で管理者をされており、平成元年以降現在までは羽曳野市長が管理者をされている状況であります、それぞれの交代された理由は不明と聞いております。

以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 4番友井議員。

1. 4番議員（友井健二君） それでは次に新ごみ処理施設の稼動にあたり地元の理解と協力の所見について伺います。

新ごみ処理施設の稼動にあたって、円滑なごみ処理行政の推進として、特に留意すべき点として、地元の理解と協力が大切であると思っております、そのご所見をお聞かせください。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 新ごみ処理施設事業におきましては、過去から周辺地域の方々のご理解とご協力は大きな要素である認識をしておりますことから、新ごみ処理施設の建設前からご理解とご協力について周辺地域の方々には、説明会や会合を幾度となく行ってまいりました。

また、新ごみ処理施設が稼動するにあたり、周辺地域との環境保全協定書の協議を進めてきており、一部の地区を除いては、締結を行っておりますことから、新ごみ処理施設が稼動している状況下におきましても、周辺地域の住民の方々のご理解とご協力は必要であると考えております。

1. 議長（新 雅人君） 4番友井議員。

1. 4番議員（友井健二君） それでは各3つの市域の地元対応の主体についてお聞かせください。

これまでに地元対応ってということで、四條畷市域、交野市域、生駒市域、地元対応を行ってこられました、それぞれの市域の対応主体はどこなのかお聞かせください。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 周辺地域の対応につきましては、組合及び構成両市で協議し、四條畷市域は四條畷市が、交野市域は交野市が、生駒市域は組合及び構成両市で対応することとしております。

以上でございます。

1. 議長（新 雅人君） 4番友井議員。

1. 4番議員（友井健二君） それでは管理者は新ごみ処理施設の所在地であります交野市私市地区とは意見交換はされたのでしょうか。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 周辺地域の対応につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、四條畷市域は四條畷市が、交野市域は交野市が、生駒市域は組合及び構成両市で対応しておりますし、また、交野市から要請もありませんでしたので、交野市私市地区との会合等には出席しておりません。

1. 議長（新 雅人君） 4番友井議員。

1. 4番議員（友井健二君） 答弁で、交野市から要請がなかったので交野市私市地区との会合等には出席されていない、そういう答弁ですけども、やはりこの施設所在地の地元にてですね、やはり施設の管理者として当然やっぱり出席し、会合等で懇談、話し合いをされると思っておりました。残念なことであります。なぜ出席されていないのか真意が分からない状況で、ここで聞く必要もないと思うんですけど、次に、危機管理対応として、事故等有事の際は、警察や消防など関係所轄署との迅速かつ的確な連携が必要と考えますが、ご所見をお聞かせください。

1. 議 長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 危機管理対応としましては、事故等の有事の際は、消防、警察はもとより、病院、関係市部局及び市議会、大阪府、周辺地域等と迅速かつ的確な連携が必要であると考えております。

1. 議 長（新 雅人君） 4 番友井議員。

1. 4 番議員（友井健二君） それでは、これまでの四條畷市清滝地区にあった時は、また新ごみ処理施設におけるそれぞれの管轄の警察、消防はどこなのかお聞かせください。

1. 議 長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） 清滝ごみ焼却施設の管轄の警察署は四條畷警察署、消防は大東四條畷消防組合となります。新処理施設の管轄の警察署は交野警察署、消防署は交野市消防署となります。

1. 議 長（新 雅人君） 4 番友井議員。

1. 4 番議員（友井健二君） ごみ処理施設をやはり適正かつ円滑に稼働させていくためにもですね、四條畷市、交野市の相互の協力のもとですね、先ほどの答弁のとおり地元の理解と協力が何よりも前提となると思います。そのためにも、両市長の意思疎通と事故等の有事の際の体制など、地元の人たちに安心感を持ってもらうことが一番肝要だと思っております。

管理者として、有事の際の要請が十分な意思疎通が図れるかどうかが大切であって、施設所在地の首長が管理者を担うことで、より迅速かつ的確な連携が図られるものと思います。

これまで四條畷市長が管理者を務めていただいたのも、このようなことが大きな理由であると思いますが、管轄する警察署や消防署はこれまでとは変わり交野市域であります。府下の組合においても、その多くが施設の所在地又は人口が多い構成市の首長が管理者となっております。

現在、管理者の選任において、関係市の長から互選により選出するとなっておりますが、地元事情に精通している施設所在地の首長が管理者を担うことで、より円滑にごみ処理行政を推進できると考えますが、管理者のご所見をお聞かせください。

1. 議 長（新 雅人君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。私が管理者に選任されたのは当時の本組規約第7条第2項「管理者は組合議会において関係市の長から選任する」の規定に基づき、黒田市長と協議をし、平成29年3月30日の組合議会第1回定例会で上程し、選任という運びになったものでございます。現在の本組規約第7条第2項は「管理者は関係市の長の互選により選任する」と本組規約の変更が行われましたが、管理者を選出する必要が生じた折にはこの規約の規定に基づき管理者を選出してまいりたいと考えております。以上です。

1. 議 長（新 雅人君） 4 番友井議員。

1. 4 番議員（友井健二君） 先ほどの管理者の答弁というのは規約に基づくことだけでありまして、今まで述べた地元地域のこととか、それから有事の際の体制、また大阪府下の一部事務組合の状況等もお聞きしましたけども、そういったことを踏まえてですね、やはりこの、より円滑にごみの処理行政を推進すべきという、そういった私の質問に回答になってないと思うんですけども。

この交野市私市地区における新ごみ処理施設の稼働に伴ってですね、管理者を所在地の市長である交野市長にスムーズに交代させることを想定して、昨年、交野市の9月の議会におきましても、そのタイミングで規約改正が提案されたものと理解をして、私たち議会議員として賛同したものであ

って、このことは交野市の他の議員も同様であると思っております。

また昨日、交野市議会最終日にですね、議員提出議案として四交組合の管理者交代を求める要望書が議会に上程され、可決されました。このままの状況ではですね、当然この交野市民に対して、この管理者の件について、市民に説明できるものじゃないというふうに思っております。もう一度管理者のご所見をお聞かせ願いたいと思います。

1. 議 長（新 雅人君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。まず冒頭ですね、交野市議会における規約改正のそのような理事者側との議会側でのやり取りということにつきましては、四條畷市長としては把握してございません。加えまして管理者交代のご要望というものが交野市議会ということでございましたが、現時点ではそのようなことがあったという事はお聞きしてございますが、要望書自体をまだ手元に頂いてございませんので、内容も現時点では把握していない状況でございます。

繰り返しとなってしまうところもございませけれども、私といたしましては、施設の所在地であるという地元地域の方々ということよりも、管理者でございますので、交野市、四條畷市、約13万4千人全体を視野に入れまして、ごみ処理行政を推進しており、特に重要な課題につきましては、常々これまでも副管理者と協議を行い、その対応を行ってまいりました。そして今後もそれについては変わることなく対応をしてまいる所存でございます。

また、地域を管轄する警察署や消防署等につきましても、事故等有事の際は、それぞれの役割の中で、その対応に全力であたっただけのものというふうに考えてございます。四條畷市長が交野警察に行ったら対応が遅くなるというようなことは考えてございません。

また先ほど局長がご答弁申し上げたました、大阪府内の清掃施設の一部事務組合の管理者の状況、これにつきましても管理者と所在地が同じところは10団体のうち6団体、また、管理者と人口規模の関係では10団体のうち8団体という結果でありますので、すべてが一致したものということでもございません。

また、管理者の選任につきましては、組合規約で管理者を定めている泉佐野市田尻町清掃施設組合以外の9団体うち、2団体は議会で選挙、残る7団体は互選となつてございまして、それぞれの規約に基づいて、構成市長の互選、いわゆる話し合いで決められたものでございます。

これらのことから、先ほどもご答弁申し上げましたが、変更前の組合規約第7条第2項に基づきまして、黒田市長と協議を行い、組合議会でご選任いただきました。そして管理者に就任した次第でございます。今後につきましても、管理者の選任につきましては、組合規約に基づいて行ってまいりたいと考えてございます。以上です。

1. 議 長（新 雅人君） 4番友井議員。

1. 4番議員（友井健二君） 先ほど管理者ですね、地元対応を今後変わりなく対応してまいるという事で、おっしゃられましたけれども、施設が稼動する前に先ほどの質問にもさせていただきましたが、地元の、やはり交野市の私市地区にですね、会合というか、それに出席できない理由がですね、交野市から要請がなかったから出席しなかったということが、こういったことをですね、管理者が言うというか、この発言はですね、今後本当に地元の対応をしていけるのかどうか、すぐはなはだ疑問であります。

また現在管理者になって就任したことを述べられていますけれども、これは変更前の規約でございます。この変更前の規約に基づいて交野市長と協議をして、もちろん組合議会で選任を頂いたわけなんですけれども、今回この規約が変更になりました。変更になった理由はあると思うんですけど、やはり私どもとしてはですね、この変更になったことを境にですね、やはり所在地である交野市の市長が管理者に選任すると、そういう形で思ってますが、再度管理者のご意見をお伺いしたいと思います。

1. 議 長（新 雅人君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） ただ今のご指摘いただきました点等も含めて構成市全体を見渡しながら効率的なごみ処理行政に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

1. 議 長（新 雅人君） 4 番友井議員。

1. 4 番議員（友井健二君） それと先ほど山本議員の方から平成 30 年 2 月 1 日に本規約がですね、改正されて施行が行われたと。その施行が行われた規約なんですけれども、その前後どういった、両市長のですね、協議を行って今の管理者、四條畷市長に決まったのか、その辺が定かでないわけです。その辺をちょっと管理者にお聞きしたいです。

1. 議 長（新 雅人君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） 申し訳ございません。現在手持ちで何月何日にどのような回数、どのような時間帯というふうなところは承知してございませんので、つぶさにその内容をお伝え申し上げることは困難ですけれども、私として管理者に着任させて以降、折々を見て黒田市長と私の方で話し合いと言いますか、協議をさせていただいていた最中にございます。それぞれについてそれぞれの見解があり、最終的に話し合いの中で現在の状況にあるという状況でございます。以上です。

1. 議 長（新 雅人君） 4 番友井議員。

1. 4 番議員（友井健二君） ということは、規約が改正されて施行されてですね、それに基づく、規約を変えた段階では互選をして選任するというのがあるんですけども、お互いの、両市長の協議の中でまとまらないのになぜそのまま管理者が四條畷市長になっているのですか。

そのへんの協議の真相じゃないですけど、その辺がよくわからへん。その辺についてお聞かせください。

1. 議 長（新 雅人君） 亀澤局長。

1. 事務局長（亀澤 伸君） すいません、一旦ちょっと、規約の変更なんですけれども、規約の変更がございまして、2月1日が施行となってございます。ただですね、その規約の変更をしたからといって、それに基づいて管理者を変えるという事ではございません。次に管理者が変わるときにはその規約に基づいて選出することになるんですけども、規約の変更があってその事ですぐにその事に基づいてするということではないということだけご理解いただきたいというふうに思います。

1. 議 長（新 雅人君） 4 番友井議員。

1. 4 番議員（友井健二君） 再度確認ですけども、という事は今は四條畷市長が管理者という事でありまして、市長の任期中という事は先ほど山本議員が言ったように平成 33 年ですか、それまで管理者としてされるということですか。

1. 議 長（新 雅人君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） 規約に基づいて協議をしながらということでございますので、黒田市長と

連携を密に話し合いを続けてまいりたいと思います。以上です。

1. 議長（新 雅人君） 4 番友井議員。
1. 4 番議員（友井健二君） 話し合いを密にするということなんですけども、例えばその、市長の任期以前にですね、その前に交代というのはあり得るんですか。
1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。
1. 事務局長（亀澤 伸君） それはですね、合意されてそういうことになればあり得るということでございます。
1. 議長（新 雅人君） よろしいですか。これにて友井議員の一般質問を終結いたします。続いて 11 番長畑議員。
1. 11 番議員（長畑浩則君） 議席 11 番長畑浩則です。始めに本年 2 月に無事、新ごみ処理施設の本格稼動に至ったことに対しまして、先人方々の並々ならないご尽力並びに組合議員のご声援に深く感謝申し上げます、加えて地域住民皆様のご理解、ご協力により、今があると改めて厚く御礼申し上げます。

とりわけ四條畷市民 5 万 6,000 人にとりまして、安心、安定的で持続可能な廃棄物行政に向けて、大きな基盤となり得たことが大変に喜ばしく、変容著しい社会情勢にも十分に対応できる施設運営を果たしていくと大いに期待するところでございます。

このような現況下であり、本議会では施設が四條畷市から交野市に移転するに際し、正副管理者の問題も多々取り上げられています。

ここで四條畷市議会の立場から私の考えを一部申し上げたく思います。

本年 2 月の施設本格稼動を契機に、他の議員から種々危機管理などの観点より、所在地の首長が管理者を担うべき、これについては一定理解する次第ではありますが、長年に及ぶ四條畷市内地元住民に対し、負担を強いてきた過去を踏まえれば、確かな経過を築き、信頼頂ける状況にまで達しなければ四條畷市として責務を果たしたとは言い難く、更に、旧炉の対応が余儀なく取り組まなければならない中、時間を意識した精力的な対応が求められます。加えて、温浴施設整備断念により、北生駒地区との交渉が難航する実態を抱え、断念申し入れ時に管理者として協議に臨むも解決なくしての管理者交代は北生駒地区への責任全うとは言い難く、なお一層解決が困難を極めること容易に想定されます。従いまして、四條畷市議会の一員の私といたしましては、今暫くは東市長が管理者を継続すべきが妥当との考えをお示しさせていただき、質問に移らせていただきます。

質問は 1 点。新ごみ処理施設が本格稼動に至り、ごみ処理に係る行程では最新技術をもってシステム化したため、大幅な効率化が図られたと思います。

組合職員にはこれまでの努力により、なし得たもので大変恐縮ですが、やはり両市の負担金等、財政上から職員配置など、一定の業務見直しが必要ではないでしょうか。

そこで、現状を基本に、どのような業務が効率化し、どのような経費削減が可能か、また、それらに取り組むにはどのような方策があるのか。

そのうえで、第三者的な視点で詳細にわたる検討を行ってはどうか。その見解をお伺いいたします。

1. 議長（新 雅人君） 亀澤局長。
1. 事務局長（亀澤 伸君） お答えいたします。組合の経費につきましては、新ごみ処理施設整備事業

に係る地方債の償還や、清滝ごみ焼却施設の解体事業や跡地利用等の事業もあり、構成両市への財政的負担が大きくなることは認識しておりますが、その一方で、これまで構成両市で処理されてきました、粗大ごみ、不燃ごみ、缶・びんなどの資源ごみにつきましては、新ごみ処理施設のリサイクル施設で処理を行うことにより、構成両市の事業に対する負担は軽減されているものと考えております。

また、ごみ処理施設は最新の技術を導入し、コンピューターによる運転管理の自動化やごみクレーンの自動化などが図られておりますが、新たな機器や発電設備なども設置され日常の点検業務の増加、また、構成両市の市民の直接持込ごみの受付や有価物の売払い、乾電池や蛍光灯の処分など、これまで構成両市で行われていた業務の増加、更には、これから清滝ごみ焼却施設の解体事業などの業務も行う必要があります。

現在、約2カ月間ごみ処理を稼働しておるところであり、事業運営が始まったところで、今後、詳細な業務が見えてくる中で、職員配置や業務内容につきましても、適宜、検討や精査を行ってまいりたいと考えております。

将来的には、今後の職員の退職状況などを勘案し、組合の運営の在り方につきまして、調査、研究してまいりたいと考えております。

1. 議 長（新 雅人君） 11 番長畑議員。

1. 11 番議員（長畑浩則君） 答弁の最後の、考えておりますと、将来的にはというところが少し弱い気がしますけども、前向きに検討していただくことを要望致しまして、質問を終わります。以上です。ありがとうございます。

1. 議 長（新 雅人君） これにて長畑議員の一般質問を終結いたします。

1. 議 長（新 雅人君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

1. 議 長（新 雅人君） 閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） 第1回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は平成30年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算の他4議案につきまして、慎重なるご審議の上、ご可決、並びに同意賜りまして、誠にありがとうございました。

本組合といたしましては、本施設の稼働に合わせまして、これまで以上に市民の皆様方との信頼関係を構築できるよう、安全、安心、安定した操業に努めてまいります。

なお本日議論いただきました諸案件につきましては、副管理者である黒田市長と引き続き協議してまいりたいと考えてございます。また今後の効率的な運営に関するご意見等につきましては、これを真摯に受け止め、まずは組合内で調査、研究を行ってまいりたいと思います。議員の皆様におかれましては今後とも組合事業により一層のご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

1. 議 長（新 雅人君） 以上をもちまして、平成30年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回を閉会いたします。

諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

（時に16時06分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

平成 30 年 3 月 28 日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

新 雅 人

四條畷市交野市清掃施設組合議員

山 本 景

四條畷市交野市清掃施設組合議員

黒 瀬 雄 大